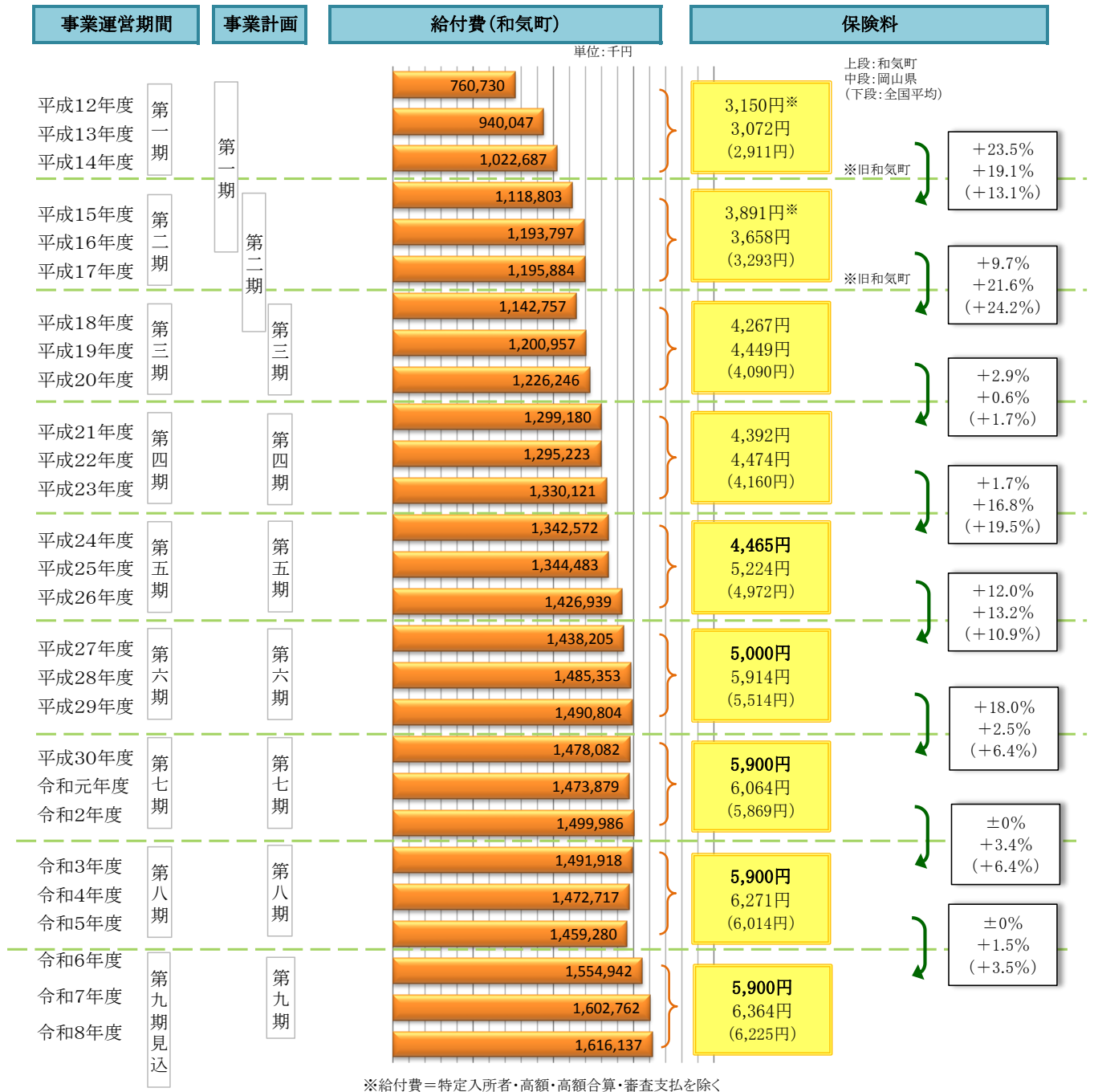


介護保険事業計画と保険料

市町村は3年を1期(平成16年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。

保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定される。

(3年度を通じた同一の保険料)



岡山県下の第9期保険料

R6～R8 (基準月額)

西栗倉村	吉備中央町	岡山市	新庄村	勝央町	久米南町	高梁市	倉敷市	美咲町	井原市	鏡野町	総社市	笠岡市	瀬戸内市
6,800円	6,800円	6,640円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,450円	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	6,250円	6,200円
早島町	新見市	里庄町	美作市	奈義町	玉野市	津山市	矢掛町	赤磐市	浅口市	和気町	真庭市	備前市	
6,200円	6,200円	6,200円	6,150円	6,000円	6,000円	6,000円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,720円	5,500円	